

1 議事日程（5日目）

〔平成30年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

平成30年6月19日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質問項目
1	入江 寿 (7)	1. 地域包括支援センターについて (1) 市民の理解度と周知活動について伺う。 (2) 運営体制及び業務の取り組みについて伺う。 (3) 検証・評価と次年度の取り組みについて伺う。 (4) 地域包括支援センターの条例化について伺う。
2	笠利 毅 (5)	1. 市職員の市民による評価導入について (1) 協働をすすめるためには信頼関係が不可欠である。人間的なコミュニケーション力と実務的な専門性を高め、市役所の活性化を期すために、市民に見える形での、市民が見る形での業務評価の導入について見解を伺う。 2. 市民提案事業支援制度の導入について (1) 協働をすすめるためには、市民の参画意識の醸成も重要である。市民と行政の相乗効果が得られるような、開かれた形での市民の自発的な活動を支援する制度の実現可能性を伺う。 3. 中学校給食実現のための資金計画について (1) 中学校給食導入の一時断念は財政上の理由であった。すなわち、予算の確保を計画的に行うことは行政の責務と考える。どのように財政上の手当てを図るのか伺う。

2 出席議員は次のとおりである（18名）

1番 柳原 莊一郎 議員	2番 宮原 伸一 議員
3番 船越 隆之 議員	4番 徳永 洋介 議員
5番 笠利 毅 議員	6番 堺 剛 議員
7番 入江 寿 議員	8番 木村 彰人 議員
9番 陶山 良尚 議員	10番 小畠 真由美 議員
11番 上 疆 議員	12番 原田 久美子 議員
13番 神武 綾 議員	14番 長谷川 公成 議員
15番 藤井 雅之 議員	16番 門田 直樹 議員

17番 村山弘行 議員

18番 橋本 健 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

市長	楠田大蔵	副市長	清水圭輔
教育長	樋田京子	総務部長	石田宏二
市民生活部長	友田浩	総務部理事	原口信行
都市整備部長	井浦真須己	健康福祉部長兼 福祉事務所長	濱本泰裕
観光経済部長	藤田彰	教育部長	緒方扶美
教育部理事	江口尋信	総務課長併 選管書記長	田中縁
経営企画課長	高原清	管財課長	柴田義則
市民課長	行武佐江	高齢者支援課長	川崎純一
都市計画課長	木村昌春	社会教育課長	中山和彦
学校教育課長	吉開恭一	上下水道課長	佐藤政吾
観光推進課長兼 国際・交流課長	木村幸代志	監査委員事務局長	福嶋浩

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	阿部宏亮	議事課長	花田善祐
書記	斉藤正弘	書記	高原真理子
書記	岡本和大		

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

7番入江寿議員の一般質問を許可します。

〔7番 入江寿議員 登壇〕

○7番（入江 寿議員） 皆さん、おはようございます。

まずもって、昨日、大阪地震でお亡くなりになりました、また被災をされました方たちにお悔やみとお見舞いを申し上げさせていただきます。

では、始めさせていただきます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告しておりました地域包括支援センターについて質問させていただきます。

日本は、少子・高齢化という社会問題を抱えており、世界で最も高齢化が進んだ高齢先進国と言われております。ちなみに、2016年時の65歳以上の高齢者人口の割合は、全国平均で27.3%で、4人に1人が高齢者です。2035年には高齢者人口の割合は33.4%に達し、3人に1人が高齢者になると予測されています。高齢者問題の解決策の一つの手段として、介護保険法が改正され、地域包括支援センターを市町村が設置主体となり運営され、今日に至っていることはご承知のとおりです。

地域包括支援センターは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門士等を配置して、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健・医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設でございます。つまり、高齢者が住みなれた地域で安心して過ごすことができるように、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアを実現するための中心的役割を果たすことが地域包括支援センターの役割です。

地域包括支援センター設置の目的及びその役割を担い、地域包括支援センターの業務は、第1に包括的支援事業、1、総合相談、2、権利擁護、3、包括的・継続的ケアマネジメント支援、4、介護予防ケアマネジメント、第2に介護予防支援業務、指定介護予防支援事業所として要介護のケアマネジメントを実施するとあり、2本立てとなっております。

そこで、1項目めの質問ですが、地域包括支援センターの業務の内容等を太宰府市民の皆様

がどのように理解されているか、また業務の周知活動をどのようにされているか、あわせてお伺いいたします。

次に、地域包括支援センターは、業務を遂行するに当たり、次のような機能が必要であると言われております。

1点目は、地域のネットワーク構築機能です。関連機関と連携しながら、地域におけるフォーマル及びインフォーマルな社会資源を網のように相互につなげていく必要があります。このような地域の人々のつながりは、住民への情報提供、住民のニーズの発見、住民による支援、専門職の連携など、ネットワーク構築機能が必要です。

2点目は、ワンストップサービス窓口機能です。どのようなサービスを利用してよいかわからない住民に対して、1カ所で相談から、サービスの調整に至る機能を発揮する、いわばワンストップサービス窓口機能が必要です。

3点目は、権利擁護機能です。高齢者に本人が有する権利を理解してもらうとともに、権利侵害の予防、発見、権利保障に向けた権利擁護機能が必要です。

4点目は、介護支援専門員支援機能です。地域の介護支援専門員が包括的・継続的ケアマネジメントを実施できるように、直接的、または間接的に支援ができる介護支援専門員支援機能が必要です。

私は、地域包括支援センターの運営体制及び業務の取り組みは、この4点の機能がいかに充実しているか否かが地域包括支援センターの評価になってくると思っています。これを踏まえ、2項目めの質問をいたします。

地域包括支援センターの運営体制及び業務の取り組みについてお伺いいたします。

まず、運営体制について7点ほどお伺いいたします。

1点目は、地域包括支援センターの設置主体は太宰府市にありますが、事業を行うに当たって、直営、または委託の方法があります。太宰府市は直営か委託か、お伺いいたします。

2点目に、職員、特に3職種の専門職が適正に配置されているか、お伺いいたします。

3点目は、必要な書類の作成と確実な報告がなされているか、お伺いいたします。毎月の報告書に絞り込んでお伺いいたします。報告書の種類、様式が統一されているか、提出期限が定められているか、報告書は誰が受領し、検収しているのか、そしてこの報告書はどのように生かされているかをお伺いいたします。

4点目は、専門性の確保のため、定期的な研修等が実施されているか、お伺いいたします。

5点目は、夜間、休日を含めた緊急時の体制が整備されているか、お伺いいたします。

6点目は、個人情報の保護について、利用者に関する記録の適正な保管をどのようにしているか、相談者のプライバシーを確保するための相談面接室の設置がなされているか、お伺いいたします。

7点目は、介護予防支援プラン作成について、昨年度、平成29年度実績数をお伺いいたします。

次に、業務の取り組みについて、5点ほどお伺いいたします。

業務の取り組みにつきましては、具体的な取り組みをお伺いしたいところですが、限られた時間での質問でございますので、平成29年度の実績件数でご回答ください。

1点目は、ネットワーク構築につながる業務についてお伺いします。地域化会議の実績、ランチ会議の実績、地域包括支援事業は一体的に取り組むことが前提で、業務の一部をほかの法人に委託することは認められていませんが、身近なところで相談を受け付け、センターにつながるための窓口を設けることは可能とされています。一般的にランチと言われていますが、ランチがあればランチ会議の実績をお願いいたします。地区医師会、歯科医師会、薬剤師会等の専門機関、団体との連携強化会議の実績、ネットワーク委員会、民生委員会等の住民組織等の連携強化会議の実績。

2点目は、包括的・継続的ケアマネジメントについてお伺いいたします。在宅介護支援事業者との連携会の実績。

3点目は、総合相談件数の実績についてお伺いいたします。

4点目は、認知症高齢者支援についてお伺いいたします。

地域関係者から、認知症と思われる高齢者の相談を受け、継続的な支援実績、専門機関から認知症と思われる高齢者の相談を受け、継続的な支援実績、地域住民あるいは支援関係者に対し認知症高齢者支援のための講演会や研修会開催の実績。

5点目は、権利擁護、虐待防止についてお伺いいたします。高齢者虐待通報実績、地域住民や介護保険事業者に対し高齢者虐待防止のための講演会や研修会の実績。

以上です。

3項目めは、検証、評価と次年度の取り組みについてお伺いいたします。

地域包括支援センターの運営体制及び業務の取り組みについて、年度ごとの実績を踏まえ、検証と評価をして、次年度の活動に生かされていると思料しますが、平成29年度の検証結果及び次年度の活動にどのように生かしていく計画があるか、お伺いいたします。

最後になりますが、4項目め、地域包括支援センターの条例化についてお伺いいたします。

厚生労働省は、地域包括支援センターの設置に関しては条例を制定する必要はないとの見解は出していますが、先ほど質問しましたように、近い将来、太宰府市の地域包括支援センターが2カ所となります。また、現在ある太宰府市地域包括支援センターに2カ所を統括する本所機能を持たせる計画もあると市長施政方針で述べられています。多くの市町村は、地域包括支援センターの設置運営等に関する条例を制定しています。地域包括支援センターが複数ある自治体に、地域包括支援センターの設置運営に関する条例制定が多いようです。

私の持論は、1カ所であっても条例化すべきではありますが、複数になったとき、運営体制が異なったり、業務の取り組み方に相違が生じるおそれがございます。また、職員の人事異動に伴い業務遂行方法等が異なってくることも危惧されます。地域包括支援センターが2カ所できる計画を踏まえ、条例化の必要があると思料しますが、条例化についてのお考えを伺います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。再質問等は議員発言席で行います。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） おはようございます。

それでは、地域包括支援センターについてご回答を申し上げます。

まず、1項目めの市民の理解度と周知活動についてご回答をさせていただきます。

昨年度の高齢者支援計画策定に伴うニーズ調査におきまして、地域包括支援センターの認知度についてお尋ねいたしましたところ、一般高齢者のうち、地域包括支援センターを知っていると答えた割合は48.5%でございました。平成26年度に実施した同様の調査結果の39.5%から9ポイント改善されてはおりますが、まだまだ低い値となっております。

また、地域包括支援センターがさらに活用できる機関となるために必要なことはとお聞きしたところ、広報の強化が46.2%で最も多かったという結果となっております。

このようなことから、市といたしましても、行政出前講座や各種の説明会におきまして、地域包括支援センターの業務内容を紹介させていただくとともに、今年の5月1日号の広報「だざいふ」には地域包括支援センターの特集記事を掲載するなどいたしまして、さらなる認知度の向上に向けた取り組みを行っているところでございます。

次に、2項目めの運営体制及び業務の取り組みについてご回答させていただきます。

運営体制につきましての1点目でございますが、本市の地域包括支援センターは、五条のいきいき情報センターの1階に設置をしております、運営形態は市の直営でございます。

次に、2点目の専門職である3職種の配置につきましては、本市の地域包括支援センターにおける平成30年6月1日現在の3職種は、保健師が1名、社会福祉士が2名、主任介護支援専門員が3名となっております。また、主にケアプランを作成する介護支援専門員、いわゆるケアマネージャーにつきましては12名、認知症地域支援推進員につきましては2名を配置しておりますが、今後、さらなる高齢者数の増加が見込まれる中におきまして、専門職の不足が懸念されるところでございます。

次に、3点目の毎月の報告書についてでございますが、本市におきましては地域包括支援センターを直営で運営しております、市の方針や重点施策などの周知徹底が図られ、常に密接に連携した形での運営が保たれております。また、定期的に3職種を含めた会議におきまして情報の共有化を図っていることもございますので、このような報告書の提出を義務づけてはおりません。

次に、4点目の専門性の確保のための定期的な研修等につきましては、市内に事業所を有する居宅介護支援事業所との情報交換会を年4回開催しておりますが、この情報交換会に本市の3職種及び介護支援専門員が全員参加をいたしまして、専門職間の情報の共有と資質の向上を図っているところでございます。

また、福岡県を初め専門機関が実施するスキルアップのための研修等につきましても、可能な限り参加するように努めております。

次に、5点目の夜間、休日を含めた緊急時の体制につきましては、地域包括支援センターが閉所となる平日の17時から翌朝8時30分まで、また土曜、日曜、祝日及び年末年始につきましては、看護師などの専門職が電話で相談対応をするあんしんダイヤルの利用を促しております。

なお、緊急時の体制につきましては、市役所の警備員室に緊急の連絡が入った場合などは、すぐに担当の課長、係長に報告がなされ、直ちに市役所もしくは地域包括支援センターに職員が参集をいたしまして、適切な対応、事務処理を行うことができるように万全の連絡体制をしております。

次に、6点目の個人情報の保護につきましては、先ほど申しあげましたように、地域包括支援センターが直営で市の方針等の周知徹底が図られますことから、太宰府市個人情報保護条例、その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利、利益を侵害することがないよう、その取り扱いにつきまして適切に行っているところでございます。

また、地域包括支援センターの事務所の一角に相談室を設置しており、常に相談者のプライバシーを守るように努めておりますが、事前に電話などをいただいた場合などにつきましては、必要に応じまして、専門職がご自宅を訪問し相談対応に当たることもございます。

次に、7点目の平成29年度の介護予防支援業務、いわゆるケアプランの作成についての実績についてでございますが、地域包括支援センターでは、要支援1、要支援2の認定をお持ちの方及びチェックリストにより介護予防・日常生活支援総合事業の対象となった方のケアプランの作成を年間約700件行っております。

次に、業務の取り組みについて回答させていただきます。

1点目のネットワーク構築につながる業務についてでございますが、地域ケア会議につきましては、介護支援専門員等が担当する個別ケースの支援内容などについて、多様な視点から検討を行うことによりまして個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員などの自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めることを目的として、平成29年度は地域ケア個別会議を10回開催しております。

また、ランチ会議につきましては、本市ではランチを設置していないことからランチ会議の実績はございませんが、今後、利用者の利便性の向上とよりきめ細かな対応に向けまして、地域包括支援センターの支所を設置する予定としております。

また、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の専門機関団体との連携強化会議につきましては、平成29年度は、在宅医療・介護連携推進事業におきまして、筑紫医師会が中心となって開催する在宅医療・介護支援ネットワーク会議や筑紫地区在宅医療・介護多職種連携研修会に地域包括支援センターの3職種等が4回参加をし、医療機関や在宅サービスにかかわる事業所等との顔の見える関係を構築するとともに、切れ目のない在宅医療・介護体制の構築を日指し、課題の抽出やその対応策等の検討を行っております。

また、ネットワーク委員会、民生委員会等の住民組織との連携強化会議につきましては、例

年、中学校区単位で民生委員・児童委員協議会と介護支援専門員を中心とする地域包括支援センターの職員との交流会を開催しておりますが、平成29年度は学業院中学、太宰府中学、太宰府西中学の各校区の民生委員・児童委員との交流会を開催いたしまして、それぞれの地域における課題などについて情報の共有化を図っております。

次に、2点目の包括的・継続的ケアマネジメントについてでございますが、居宅介護事業所との連絡会につきましては、先ほどの専門性の確保のための定期的な研修等のところで述べさせていただきましたが、市内に事業所を有する居宅介護支援事業所と年4回開催している情報交換会を通じまして、情報の共有化と連携の強化を図りながら、市内の介護支援専門員全体の資質の向上に努めております。

次に、3点目の総合相談件数についてでございますが、平成29年度中に地域包括支援センターが受けました総合相談件数は2,457件となっております。高齢者やその家族等からの相談件数は、年間2,000件から3,000件で推移しておりますが、さらなる高齢者の増加が見込まれる中、地域包括支援センターの機能強化が求められているところでございます。

次に、4点目の認知症高齢者支援についてでございますが、認知症と思われる高齢者の相談及び継続的な支援実績につきましては、平成29年度については、平成28年5月より地域包括支援センターに配置しております認知症地域支援推進員が、地域課題の掘り起こしと社会資源の把握のため、44自治会の民生児童委員を訪問しております。その中で地域の高齢者に関する相談を受けたことなどもございまして、認知症に関するものだけで年間で252人の相談を受け、その多くの場合が継続的な支援につながっております。相談を受ける相手方の割合につきましては、専門機関からの相談も受けておりますが、家族からのものが最も多くなっております。

また、認知症高齢者支援のための講演会や研修会につきましては、認知症を正しく理解し、認知症の方とその家族を温かく見守る認知症サポーターの養成講座を開催しておりまして、市民、一般企業、大学生などを中心に、平成29年度は新たに459人が受講いたしました。なお、これまでの本市の累計の受講者数は、平成29年度末で2,980人となっております。

次に、5点目の権利擁護・虐待防止についてでございます。地域包括支援センターが平成29年度中に受けた高齢者の虐待に関する相談件数は11件となっております。

なお、幸いにして緊急を要する通報といったものはなく、深刻な事態までには至りませんでした。

相談を受けた事案につきましては、当事者及び関係者から聞き取りを行い、その後は定期的な見守りを続けているという状況でございます。

また、市独自の高齢者虐待防止のための講演会や研修会等は開催しておりませんが、高齢者虐待の早期発見、深刻化の防止に向けまして、昨年12月1日号の広報「だざいふ」に高齢者虐待の特集を掲載し、注意喚起を行っております。

次に、3項目めの検証・評価と次年度の取り組みについて回答させていただきます。

地域包括支援センターの公正及び中立性を確保し、円滑かつ適正な運営を図るため、介護保

陰法の規定により、地域包括支援センター運営協議会の設置が義務づけられております。本市におきましても、7名の委員から成る地域包括支援センター運営協議会を設置しており、まさに今、議員が質問されているような内容を含めまして、毎年の事業計画、収支予算及び事業報告、収支決算の報告とともに、地域包括支援センターの設置に関することや職員の確保に関することなどについて慎重に審議をさせていただいているところであり、必要に応じて是正措置を講じております。

しかしながら、先ほども申し上げましたが、高齢化がますます進展する中、地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの構築及び介護予防・日常生活支援総合事業の推進等における中核的機関として位置づけられており、同時にその機能強化が求められております。このことから、地域包括支援センターがその機能を十分に発揮していくためには、業務内容等について効果的な評価を行い、適切な人員確保や業務の重点化、効率化を進めていくことが必要となっております。

このようなことから、平成30年度から新たに各種の評価指標の達成状況をもとに交付金額が算定される保険者機能強化推進交付金が創設され、その評価指標の中には、地域包括支援センターの体制や運営状況などに関する15項目の指標も盛り込まれております。

今後は、この評価指標の達成状況などを地域包括支援センター運営協議会において検証するとともに、必要な措置を講じることにより地域包括支援センターの機能強化につなげていくこととなります。

最後に、4項目めの地域包括支援センターの条例化について回答させていただきます。

ご指摘のように、地域包括支援センターの設置に関して条例制定の必要はないとされております。本市及び近隣市町村におきましても、包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例は制定しておりますが、地域包括支援センターの設置に関する条例は設けておりません。

ただし、今後、地域包括支援センターの支所を設置するに当たりまして、必要な例規の整備は行っていくこととしております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問をお受けします。

7番入江寿議員。

○7番（入江 寿議員） どうもありがとうございます。

もう再質問する必要ないぐらい答弁いただいて、本当にありがとうございます。

再質問しないわけにいかないなので、4項目、再質問させていただきます。

まず、1項目めなんですけれども、地域包括支援センターの認知度ですが、平成29年3月の太宰府市介護予防・日常生活圏域ニーズの調査結果によりご回答いただいたと思います。全市民を対象50.9%、一般高齢者48.5%の数値を高いと見るか低いと見るかは判断が分かれると思いますが、私は決して高いとは思っておりません。今後の業務の周知活動を回答していただき

ましたが、認知度を何%に設定しておられるか、お尋ねしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 今言われましたように、一般高齢者のうち地域包括支援センターを知っていると答えた割合は48.5%ということで、約半分ということになります。ほかの設問の中で、介護に関心があるかという設問もしております。その中で、一般高齢者の中で介護予防に関心があると答えられた方が58%となっております。情報というのはたくさん太宰府市からも発信をしております、それぞれ受けられる方が自分に必要な情報というのを当然取捨選択してあるだろうというふうに思っております。ですから、58%の方が関心を持ってあるということであって、その中で認知度が48.5%ということは、約10ポイントほど下がっている、その差は必ず埋めていかなければならないと思っております。

ただ、100%というのは本人のその情報が必要かどうかということになってまいりますので、今のところ、その58%というのは一つの目安になるんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 7番入江寿議員。

○7番（入江 寿議員） ありがとうございます。

認知度なんで、70%以上の市民の皆様が地域包括支援センターの業務内容について理解されていくことが必要であると私は思っております。さらなる周知活動をお願いしたいと思います。

周知活動の一環として、太宰府市ホームページに太宰府市地域包括支援センターのご案内がございます。これについてですが、地域包括支援センターの業務である4点、自立して生活できるよう支援します、みなさんの権利を守ります、なんでも相談ください、さまざまな方面からみなさんを支えますというような文章がございます。業務内容をどのように表現するかはそれぞれ市町村の考え方だろうと思いますが、いろいろこの市町村のホームページを閲覧したんですけれども、順番で1番に総合相談、2番目に権利擁護、3番目に継続的な支援、4番目に介護予防に関する業務の順が大体ほかの市町村は多かったです。その中で、太宰府市の案内は、今言ったように介護予防に関する業務、2番目に権利擁護、総合相談、継続的な支援となっております。

そこで、1番目にある介護予防に関する業務を自立して生活できる支援にしますとあります。これ要支援1と要支援2に認定された人の介護予防サービスのケアマネジメントを行いますと案内されております。知らない人がこれを閲覧すると、地域包括支援センターの業務は要支援1と要支援2の人たちのためのセンターと勘違いされるんじゃないかなというおそれがございます。ホームページの地域包括支援センターの案内、一工夫されるか、お考えがあるか、お尋ねしたいのと。

もう一点、またこの要支援1と要支援2に認定された人の介護予防サービスではなく、要支

援1と要支援2に認定された人や支援、介護が必要となるおそれが高い人の介護サービスと表示されるのが正しいのではないかと私は思っているんですが、この2点についてお尋ねしたいです。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 今言われましたことは、貴重な意見として受けさせていただきたいと思えます。

先ほど回答の中でもお話ししましたが、5月1日号の広報でこの地域包括支援センターというのを皆さんにお知らせをしております。その中では、先ほど入江議員が言われましたように、1番にはまず総合相談支援、2番目が権利擁護、3番目が包括的・継続的ケアマネジメント、4番目が介護予防ケアマネジメントというような順番で載せているところがございます。今言われましたように、確かにこの包括支援センターというのは高齢者の方が何か困ったときにまず来ていただく、そういったことが一番の目的でございますので、そのようなところを留意しながら、ホームページのほうも改めて見直ししたいというふうに思っております。

ただ、総合相談件数を見ましても、一番中で相談が多いのが、どうしても介護保険の内容についてということもあって、そういう順番になっている部分もあろうかと思えますので、そのあたり十分精査しながら、まず高齢者の方が一番に何か困ったときに来てもらう、そういった意識は我々包括支援センターも持っておりますので、そういったところで改めて見直しを考えてみたいと思っております。

それともう一つ、要支援1、2の方ですかね。

（7番入江 寿議員「要支援1、2に認定された人や支援、介護が必要となるおそれが高い人の介護サービスとつけているのが普通なんじゃないかなとそのあたり」と呼ぶ）

○健康福祉部長（濱本泰裕） そのあたりも、先ほど言いましたように、まず認定を受けるというよりも、まず困り事を相談していただくというような考えでもう一度案内のほうは検討させていただきたいと思えます。

○議長（橋本 健議員） 7番入江寿議員。

○7番（入江 寿議員） そのあたりはいろいろな市町村の案内も参考にされて、ご理解いただけるように努力していただければと思っております。これは要望といたします。

次に、2項目めの質問に入らせていただきます。

地域包括支援センターの運営体制及び業務の取り組みについてお伺いいたしましたが、太宰府市の地域包括支援センターは直営であるとの回答をいただきました。直営と委託のメリット、デメリットについてお尋ねします。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 太宰府市も平成18年4月に初めて介護保険法の改正によりまして包括支援センターを設置したわけでございますけれども、当初は委託方式という形で進めており

まして、平成21年4月から組織の一本化と経費面を考慮して、市の直営としております。

まず、直営のメリットといたしましては、回答の中で何度か申し上げましたが、市の方針や重点施策などの周知徹底がすぐに図られるという点がございます。また、行政内部の関係課との連携が非常に容易にとれるというところ、また一番大きなポイントといたしましては、公平性、中立性の確保、こういったところが確実にとられるというメリットがあるかと思いません。

ただ、デメリットとしては、やはり専門職の確保というのが市の正職員の中ではやっていないという関係もございまして困難であること、非常に確保に今苦慮していること、また一定期限をもって入れかわりがあるというようなところがデメリットとしてあろうかと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 7番入江寿議員。

○7番（入江 寿議員） ありがとうございます。

直営委託のメリット、デメリットについてなんですけれども、ある資料によりますと、全国市町村の40.3%が直営、社会福祉法人等に委託しているのは59.8%となっており、委託は20%ほど多いようです。直営と委託のメリット、デメリットですが、これは裏腹だと思います、いいか、悪いか。太宰府市が運営を直営とするか委託とするかの議論はまた次の機会とします。

次に、高齢者夜間・休日電話相談のためにあんしんダイヤルについて質問させていただきます。

太宰府市のホームページにご案内があります。パンフレットもございました。数名の市民の皆様は私自身が聞き取りをしましたが、ほとんどの方がこれを知らないと、健康だから知らないのかなと思ったんですけれども、これは非常に私自身大切なサービスだと思っております。今後の周知活動ないし期待しておりますが、この周知活動に対しての広報等がございましたら、お聞かせ願えればと。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 確かに高齢者の休日電話相談事業、利用件数を見ますと、毎年50件前後で推移をしているという状況もございます。この内容につきましては、広報でありますとか、またいろいろな場面でケアマネージャーさんも地域に出向いたりとか、いろいろなこともやっております。その中で、こういったサービスもありますよというようなお知らせはしていきたいと思っております。

ただ、昼間の相談件数を見ますと、さっきも言いましたように2,500件程度入っております、そのうちのどうしても夜間にやらなければならないというようなところ、そういったところの相談があっていると思っておりますし、直接市のほうに、警備員を通して市の職員に連絡が入っているようなケースもございますので、いろいろな形での対応は今のところ、できているんじゃないかなというふうに思っております。

ただ、ここの部分につきましても、先ほどの委託と直営のメリット、デメリットというところでございましたけれども、委託の場合、24時間であいている介護事業所、そういったところを活用している場面もございます。そういったところも1つメリット、デメリットとしてあるんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 7番入江寿議員。

○7番（入江 寿議員） ありがとうございます。

いい方向に周知活動していただければと思っております。

次に、運営体制と業務の取り組みについてご回答いただきました内容から再質問して、議論を深めたい項目が何点かございますが、また次の機会にします。

先ほど私が質問した中で、運営体制について7点、業務の取り組みについて5点、合計12項目はある種の評価基準をするための項目でございます。回答を伺いながら評価をしましたので、間違いがあるかもしれませんが、太宰府市の地域包括支援センターの評価は決して高いものではないんじゃないかなと思っております。実際に運営されている担当課がよくご存じだと思料しますが、高齢者が住みなれた地域で安心して過ごすことができるように、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアを実現するための中心的役割を果たすことが、地域包括支援センターの役割だと思っております。その実現に向けて問題点の議論を深め、次に生かしていただきますようお願い申し上げます。これは要望といたします。

次に、もう3項目めに入らせていただきます。

検証と評価及び次年度の活動計画についてお伺いします。

検証と評価及び次年度の活動計画について回答いただきましたが、評価基準はあるんでしょうか。もしなければ、その評価基準を定めるお考えがあるかどうか、お尋ねします。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 包括支援センターの事業評価ですけれども、一定の中身というのが国の基準の中で示されている部分もございます。そういったものに基づきまして、毎年この運営協議会のほうに報告をしているところでございます。

ただ、今一番この評価の中で重要になってくるところというのは、公平性、中立性というところが一番重要になってくるんじゃないかなと思っております、事業はきちんとやっているというのが前提で。そうなりますと、その面におきましては直営の一番のメリットでもございますので、そういった点では確保しながら進められているというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 7番入江寿議員。

○7番（入江 寿議員） ありがとうございます。

次に、情報開示の観点から、検証と評価及び次年度の活動計画を公開される必要があると思っておりますが、お考えをお尋ねします。

また、太宰府地域包括支援センターの運営協議会の役割が余り定かじゃございませんが、検証と評価及び次年度の計画について、この協議会で議論された議事録が見当たらなかったんで

すけれども、この協議会の議題として定着させる必要があると思いますが、そのあたりのお考えをお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） まず、運営協議会の議事録でございますけれども、太宰府市のホームページのほうで公開しております。また、その資料の中に、先ほど言われました事業報告であるとか事業計画、また収支計画、そういったものも記載しております。今のところ、議事録の中での公開という形になっておりますので、別途の公開の方法とか、そういったものについても検討はしてまいりたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 7番入江寿議員。

○7番（入江 寿議員） ぜひとも評価基準を定めてもらって、評価を実施して、次の活動に役立てていただければと思います。要望いたします。

最後の4項目めの質問なんですけれども、地域包括支援センターの設置運営に関する条例ですが、私の質問の回答から、設置運営等についてある基準になるものが必要であるというのが私の結論でございます。太宰府市地域包括支援センターの設置運営等に関する条例化について、より踏み込んだ回答を期待しておりますが、もう一度何か深くお伺いできればと思っております。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） この地域包括支援センターの条例につきましては、入江議員も言われましたように制定の必要はないというふうにされておるところでございます。太宰府市におきましても、実施するために必要なものに関する基準を定める条例という形で運営の中身、それについての条例、内容としては介護保険法を引用するような形の条文にはなっておりますけれども、介護保険法の中で示されております包括支援センターの役割、これを果たしていくというような内容になっております、そういったものを定めております。

ただ、今後、支所の設置に当たりましては、包括支援センター、本所と支所で運営をするというような形になってまいりますので、その中で設置の条例、そういったものについてもしていきたいというふうには思っております。

○議長（橋本 健議員） 7番入江寿議員。

○7番（入江 寿議員） ありがとうございます。

先ほどの質問でも述べましたけれども、私の持論は、1カ所であっても条例化すべきじゃないかなと思っております。また、複数になったときは、運営体制が異なったり、業務の取り組みに相違が生じるおそれがございますので、できる限り条例化を検討していただければと思っております。条例化すれば、いろいろなこれもメリット、デメリットが出てくると思いますが、これを要望として、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（橋本 健議員） 7番入江寿議員の一般質問は終わりました。

ここで10時55分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時44分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時55分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5 番笠利毅議員の一般質問を許可します。

〔5 番 笠利毅議員 登壇〕

○5 番（笠利 毅議員） ただいま議長より許可をいただき、通告に従い一般質問をさせていただきます。

芦刈前市長の失職から半年がたち、ようやく楠田新市長の施政方針が示されることとなりました。

この間の経緯を振り返れば、行政と議会は共通の大きな課題を共有していることは明らかです。政策決定過程への不信の払拭、市民との信頼関係の再構築を果たさなければならないと考えています。私は、太宰府市において本来の意味での第三者、透明で中立的な視点を意識した政策判断あるいは業務遂行プロセスができていなかったのではないかといぶかしています。言い換えれば、市民目線が失われていたのではないだろうか、であるならば市民の目線を意識的に日常的に導入するしか解決策はないのではないかと考えています。ガラス張りの市政、透明性の高い政策決定過程を構築し、市民とともに歩んでいける市政に変わることがあらゆる施策の根底に意識されていなければならない、そうした問題意識で3つの質問をさせていただきます。

1 件目、市の職員を市民が評価する仕組みを導入すること。

市会議員として耳にする市職員への評判、評価には大きく3つのパターンがあると常々感じています。1つ、窓口での対応のまずさの指摘、2つ、部長や課長クラスの力量への疑問、3つ、若い人への期待。

さて、冒頭で言及した市政への不信は政策決定レベルの問題であると考えられ、部長、課長クラスも念頭に職員の評価と再育成を考える必要があると思います。そのつもりで現行の人材育成基本方針を読み直すと、限界点が見えてくる。職員自身が持つ内面的なモチベーションや自己評価を当の職員本人がさらに高めていけるような外部からの評価システムが欠けているのではないかなど。外部からの評価とは、市の職員の直接の仕事相手である市民からの評価を基本とするべきだと思います。市役所には、窓口の職員から部長クラスまでさまざまな職員がいますが、責任の重い役職となるにつれて市民からの意見や評価をみずから求め、進んでそれに直面するようにする必要があるのではないかと考えます。

具体的には、例えばでしかありませんが、忙しい1階の窓口にいれば、人目を引きやすい自分の名前に気づいてもらえるような名札をつけて対応し、どのようでしたかということに関しては窓口アンケートを置いておく。突っ込んだ相談に乗る部署では、相談に来た市民と別れ際に担当者名前を入れた、もしくは判こでも押したアンケートはがきなどを渡して、後日に

でもアドバイスをくださいと会釈をして送り返す。課長さんクラスは、いろいろな意味で市民から一番距離が遠い位置にいるようにも思えますが、そこはまず部長クラスの方に範を垂れていただくこととして、自分の名前と肩書で市民に語りかける機会を増やす。市民からの評価あるいはアドバイス、励ましを積極的に市役所のみんなが求めていますとメッセージを出し、いただいた反応を公開し、それをポジティブに生かせる職員が育つように人材育成方針は定め、具体化を図ってほしいと、市長の見解を伺います。

2 件目、市民提案の事業を支援する補助制度。

1 件目の質問は職員の力量向上を求めているわけですが、2 件目では市民力の向上を図る施策を求めます。2 つは対をなすと考えています。

昨年の9月に一般質問で取り上げた主題であり、その後の太宰府市の情勢を考えると、検討が先に進んだとは思っていません。しかし、今回の施政方針では2カ所で補助金のあり方の再検討に言及がなされています。高齢者活動の支援のところでは、使途を明確化した補助、支援を行うとされています。市民提案型事業として考えたものと同じとは言えませんが、市が必要としている施策を市民レベル、地域レベルの活動、その2つがマッチするところに予算を振り向けていく点では同じ方向を向いている政策だと受けとめています。市民提案型事業とされる制度では、公開のプレゼンテーションによる審査と公開の事業結果報告が本質的なものとなっていることが多く、それゆえにこそ市民力の向上が果たされています。積極的に評価されるということを求める点では、1件目で扱う職員育成の方向性とも軌を一にしている、したがって相乗効果も期待できると考えます。同じような機会を持つことで、市民と職員の距離も縮まると思います。こうした制度の太宰府市における必要性、実現可能性について市長の見解を伺います。

3 件目、中学校給食実現のための資金計画について。

一旦はロードマップまで公表された中学校給食の導入計画ですが、財政上の理由で撤回されてしまいました。撤回理由は端的にお金の問題と説明されており、やっぱり出せないと言われた約1億8,000万円、これを最低の目標額として財政にメスを入れることは行政の義務として取り組まなければならないと考えます。楠田市長は中学校給食についてはゼロベースで検討するとしていますが、どのような方式をとることになろうとも、予算を確保するということは今から明確に目標化しておかなければ、同じ轍を踏むことになりかねません。1億8,000万円であれば市の年間予算のおよそ0.75%、覚悟が必要な金額です。基金の積み立て、市債の償還、補助金の見直し、民生費の削減努力等を含め、財政全体の計画的な再建も避けられないのではないかと予想します。

そこで、現時点で一定の金額を目標として給食を実施していく財源を確保していく計画は持っているのか。歳出の削減が不可避であると考えるのであれば、どのような領域、事業のスリムアップが考えられるか。財政計画を立案することなども視野に、財政全般の見直しを手がける心づもりはあるのか。市長の見解を伺います。



再質問等は議員発言席から行わせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。

1 件目の市職員の市民による評価導入についてご回答を申し上げます。

議員ご指摘のように、市民の期待と職員の意欲がマッチしていくためには、やはり双方が歩み寄る必要があるとも考えております。職員が市と市民のためにという姿勢をみずからの存在意義としてリーダーと共有をし、公に尽くすことをみずからの喜びとすることが大前提であります。市民の職員への目がそもそも不信から入るのであれば、職員の意欲もなかなか湧き起こらないということも感じております。

私自身が掲げました今までの公約に向かいまして、またこれまで市で進めてきたさまざまな施策につきまして、施政方針でもお示しいたしましたが、それらを実際に具現化し、事業として動かしていくのはやはり職員であり、対話や協働を進めていく上で、私とともに市民の皆様のため、そして太宰府の未来のために全力を尽くしてもらいたいと考えております。その過程において、さまざまな形で市民の皆様からのご意見やアドバイスをいただくとともに、市長と語る会などで私が直接お話をし、お聞きをし、そして職員もそこに参加をしておりますので、そうした機会を通して、まずはお互いに声の届く市政を実現してまいりたいと考えております。

なお、詳細につきましては担当部長からも回答をさせます。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） それでは、詳細につきまして私のほうからご回答申し上げます。

市民の皆様から直接ご意見をいただく方法につきましては、現在も、電話や窓口での対応に加えまして、市民の意見箱やホームページからのメール、まちづくり市民意識調査などがございます。

職員の評価の見える化をとのご意見でございますけれども、市役所の仕事には法令を遵守し、制度上のルールを守り、公平公正な立場で処理をするという大前提がございます。例えば、ご要望やご意見のある市民の方が、その目的が達成をされた場合や、また迅速に済んだ場合は単純に評価は高くなる、一方法令上あるいは制度上の問題等でご自分の目的を達成できなかった場合などには低い評価につながる可能性も一部では否定できないというふうには考えております。

そういったことを踏まえた上で、議員がご提案されたようなさまざまな方法も含めまして、積極的に市民の声を多く集めることによりまして、職員に対する評価が見えてくるということになると思っておりますので、まずは現在市役所を初め公共施設4カ所に常設をいたしております市民の意見箱をさらに活用するとか、窓口アンケート、各公共施設でのインタビューなど、方策を模索、検討してまいりたいというふうにご考えてございます。

また、今年度人材育成基本方針の改訂に取り組むというところで、その過程におきまして策

定委員会の協議内容として議員のご提案も参考にさせていただきながら、今後、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） ご回答ありがとうございました。

まず、再質問に入る前に1つだけ言っておきますが、市長の言葉の中であった公に尽くすという大前提ですね、私これは絶対に疑わないということを前提にしゃべります。これは、後で言い忘れると困るので先に言いますが、市民からの声としてよく聞くといった3番目に若い人に期待するというのを入れましたが、言い忘れたくないので言います、ここを大切にしてほしいので、ある種の市役所の皆さんの公共心は疑わないと、それを前提にしゃべりたいと思います。

あわせて言えば、部長の回答にあった、どうしても評価が高くなることもあれば低くなることもある、この場合の評価は、職員の査定につながるまではいかないにしても、そういう意味での評価という意味合いかとは思いますが、それも念頭には置いていません、むしろ市役所の職員と市民とのコミュニケーションのとり方の一つのツールとして考えていると。個別の意見がさまざまあるのはもう当然のことなので、それは数が集まればおのずとそうしたことは捨象していくこともできると考えています。

その上でですけれども、まず市長にお伺いします。

私は、行政と議会に対して市民からの不信があることを前提のようにしてしゃべりましたが、市長のご回答の中では、そもそも不信から入るのであればと仮定説だったんですね。これ市長としては仮定として考えるか、それともむしろ現実認識と捉えたほうがいいのか、その辺の認識をまずお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。

仮定説といいますか、とにかく市民の皆様もそれぞれのお考えが千差万別だと思うんですね。私が申したかったのは、当然その中に、私自身も直接何度もお聞きをしてみましたけれども、市長になる前から、なつてからも聞いてまいりましたが、やはり不信感があるのは事実であります。その方からしますと不信から入っている、これは事実だと思います。そういう方からすれば、そういう方を考えますと、職員も本来であれば先ほど公に尽くすということが大前提ということでありましたが、公に尽くすことをみずからの喜びとするということが私の肝なんですけれども、なかなか政治の世界でも日々活動して、さまざまなお声をいただいて、それを形にしていくことは非常に難しい、苦しい作業でもあります、議員の皆さんもそうだと思いますが。しかし、そこをみずからの役割、使命、喜びとするところまで至るかどうか、私は政治家としてのポイントだと思ってまいりました。そういうことを行政マンも、当然皆様の税金をいただいて、さまざまな機会をいただき、そしてそれを仕事としていく中で、そ

のことを苦しみとせず、みずからの喜びとして前向きに仕事に取り組めるかどうかポイントだと思っております。

そういう意味でみずからの喜びとするということではありますが、そのためには最初から、間違いなくこれから業務説明などしていきますし、新人の採用もしていきますけれども、これ国の官僚もそうですし、全てそうなんですけれども、入るときは皆さん希望に満ちあふれて入るはずなんです、どこの会社でもそうだと思います。しかし、残念ながら、そこに入ってからいろいろな要素で意欲がなくなっていく人もいます。その中で、リーダーがだめだったということが一番大きいと思います、まずは。ですから、私自身もその職員の意欲をそぐようなことをできるだけしないように、意欲を引き上げられるように、みずからがどのように役割を果たせるかということの日々みずからにも問いかけておりますが、あわせてお客様といますか、市民の皆様、国民の皆様がどのような目で見ているかということも非常に重要だと考えております。最初から不信の目でそういう職員を見るばかりで批判ばかりされるのであれば、職員のほうも自分たちの言い分もあるし、そういう気持ちで入ったわけではないと、それぞれの生活もありますし、そういう職員の私は思いというものも市長になってから特にいろいろ感じ取ってきました。

ですから、要は私自身がそのつなぎ役といいますか、間に立つということも非常に重要だと思いますし、議員の皆様のようなそういう役割もいただきながら、市民と職員との間をしっかりと信頼関係を持って、お互いにいい方向に進むようにしていくということが非常に重要なことだろうと考えております。直接的なお答えにならなかったかもしれませんが、そのように思っております。

○議長（橋本 健議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） ありがとうございます。

これも言い忘れないように今のうちに言うておきますけれども、選挙中に筑紫野市から来たのと言われておられた楠田市長ですが、いわば一人で乗り込んできたことは、むしろ今言われたことのためにはプラスになると考えていますし、そのチャンスだと思うので、その点は頑張ってください。

それで、私は不信は存在するというふうには考えるわけですが、これはそういう人がいるということではなくて、そういう現実があるという認識です。

1つ、昨日、木村議員が指摘しましたが、市民意識調査でも評価が下がっているんですね、平成29年度、情報共有がなされているかというのがこれまたぐんと下がっていて、恐らくその辺が一因であろうし、それは議会の側にも責任があると考えています。そういうところから示されているのが1つ。

もう一つは、芦刈市長のときに幾つかの出来事がありましたけれども、私に言わせればなんですけれども、誰が考えてもおかしいことが続いたと思っています。幾つか言えば、幾つ言ってもいいんですけれども、1つにしましょう。例えば、ももいろクローバーZがありました

が、一番軽い例かもしれませんが、私の知る限り職員の皆さんはあれはおかしかったという感触を持ってらっしゃる、にもかかわらずそれが実現してしまったと、どこかで歯どめがかけられたんじゃないかという思いを私は拭き切れません。ほかの例でも、給食の例でも文書書きかえと言われた問題についてもそのことを感じています。不信には理由があると私は思っていますので、じゃあその理由をどこに見定めるかで解決策というのはそれぞれに出てくると。はっきりした理由がわからないのであれば、人によって見定め方がいろいろあるのかなと思いますけれども、それぞれの仕方でも考えていくしかない、私は私なりに考えました。

不信の根なんですけれども、さきに答弁いただいているので、それを踏まえて言いますと、楠田市長は、太宰府を日本を代表する都にしていくという大きなプロセスの中で市民の意見を生かしていきたいという形で答えてくださいました。石田部長は、より具体的な、総務部長という仕事もあるでしょうけれども、ある種人事管理であるとか、人材育成という観点からの色彩を込めて答えてくださったと思います。

私は、先ほど誰が見てもおかしいという言い方を使いましたけれども、誰が見ても実際、ももクロを例に出しましたけれども、職員が見てもおかしいことがあったと思うんですね。それが、だけれども出てこなかったことが恐らく問題であろうと。誰が見てもということは、これは1人の責任ですから、ある見方を持てるのは、だったら1人の人が、職員であれば1人の職員がおかしいと思ったら、それをきちんと引き受けられるというふうに人材は育成されるべきではないかというふうに考えました、ということなんですね。

そこで、私が市民からの評価をということと言ったのは、1人の職員が日々活動している、楠田市長が言われたような大きなプロセスではなくて、小さな日々のプロセスの中で市民の声を本人が直接聞けるようにということを考えて3つ例を出したものを、全部名前という表現を使ったと思うんですけれども、それぞれの名前で責任を持って市民に対応する、対面するようなことを考えてほしいということが1つです。

それで、1つ石田部長にお聞きしておきたいと思いますが、人材育成方針を読んで私は1つはっきりしないことがあったんですけれども、石田部長の見解を聞きたいんですが、人材育成方針は人材を育てるということになってはいますが、非常に職場環境とか、職場の風土といったものを意識した表現が多いんですね。実際にその人材育成方針によって目指したものは、全体としての職場の改善なのか、成果があったのはそっちのほうなのか、むしろ一人一人の人材、一人一人の職員というのが育ってきたという感触を持っているのか。昨日の人材育成方針の成果ということにもかかわるかもしれませんが、実際その職場なのか、職員その人なのか、どのように受けとめておくべきか、お聞かせ願えればと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 今議員おっしゃいますように、全体としての職場風土、風通しのいい職場風土も含めて、あと一人一人の職員のスキルアップ、人材能力を高めるというような両方の観点からやってきたと思っておりますけれども、昨日の木村議員の質問にもお答えしましたよ

うに、改訂から10年以上も経過をいたして、日々そういった地域社会の部分の情勢等も変わっている中で、今後、まず市の職員に求められる資質でありますとか、能力についても見直しが必要だというふうには痛感をいたしているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） はしょっていくことにしますけれども、本当は楠田市長に育成方針の一文を読んで感想を聞こうかと思ったんですけども、省きますね。

私は今回3つ質問をしていますけれども、職員に求める能力、各階層ごとということではないんですけども、信頼を回復するためということと考えての能力ということなんですけど、1つは方針にもありますけれども、コミュニケーションですね。やっぱり人間、人格的な力のようなもの、もう一つは専門的な実力だと思います。もう一つは客観性、データに基づくといったようなこと、もしくは先ほども誰が見てもということを行いましたけれども、誰から見られてもというような面ですね、というのを大切だと考えています。誰から見られてもということで市民ということを出したわけなんですけれども、1人の職員に焦点を当てて人材を育成しようということを訴えているわけですが、実は1つ今回期待していることがあります。この人材育成方針そのものをプロジェクトを組んで見直しをしていこうということをやられていますね、組織横断的な。組織横断的ということとは、日本の役所の長所でもある縦割りを越えてということになるかと思えますけれども、越えるときには選ばれたプロジェクトメンバーのその人の力が試されると思います。

おとといでしたか、代表質問のときでしたか、プロジェクトを組むに当たって、各階層から選ぶというような表現があったかのように思えますけれども、私は人材育成方針を見直すに当たって、一人一人の職員、選ばれた1人の職員が非常に自由に今までのあり方にとらわれずに人材育成方針というものに意見できるという環境をつくることを市長に期待しているのですが、市長としてこの人材育成方針改訂に当たって、特にそのプロジェクトに期待するもの、プロジェクトメンバーに期待することというのを語っていただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。

プロジェクトのリーダーにとどまらず、プロジェクトに入っていただく人材に何を期待するかでありますけれども、まず何よりも私自身が例えば市長として30年やることはないと思います。しかし、職員は20代から入って、30年、40年近く働く人間も数多くいます。今の部長たちもそれだけの時間をかけて市のために尽くしてきた、頑張ってきたことは間違いありません。そうした職員自身がみずからの生き方としてみずからのあり方としてどのような職員として、当然市民の皆さんに満足をしていただきたいと思っていることは間違いのないわけでありますから、それを職員自身がもちろん組織も横断的に、そして階層も横断的にでありますけれども、何よりも市民の皆さんにとってどのような理想の姿になっていくかということ職員自身が導き出すということが非常に重要だと思います。そのために、若手から見た市民のための満足と

というのがどういうものかとか、課長から見てどうかとか、部長から見てどうかと、それぞれあると思うんですね。

何よりも私が役に立てるとすれば、やはり市民と接することを日ごろから心がけてきた私なり三役、そうした意見もそこに加味をしていく、そして何よりも議員の皆様の意見もできるだけ加味をしていくと、市民とのつなぎ役である皆さんの声も当然そこに入れ込んでいくということが総合的に実現ができれば、私は結果もさることながら、その過程というものが非常に大事であろうと。そのためには、先ほど来ありますけれども、職員一人一人が市民と接して得てきたものも共有をしてほしいと思っていますし、私自身が得たものも職員と共有をしていきたい、議会でも共有をしていきたいと。そういう過程の中でよりよいこの人材育成のシステムができれば、私はおのずと市民の皆様の期待に応えられる職員がさらに育っていくのではないかと、そのように考えております。

○議長（橋本 健議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） そろそろ次の質問に行こうと思いますけれども、その前に、私も非常にプロセスを大切にすべき点では全く同意です。最初にもうその小さなプロセスに目をつけたいと言いましたけれども、人材育成になるとどうしても評価ということが出てくるのが内心じくじたる思いはあるんですけれども、私はモチベーションと言ったり、今市長が言われた表現を忘れましたけれども、職員の内面的な自己評価のようなものと、市民からの客観評価といったものを本人が突き合わせられるような形になるのが恐らく一番力になるだろうと、そこは信じているという言い方にとどめておきますけれども。

それと、ただそれを昨日、江口理事が非常に私にとってはいいことをおっしゃってくださって、いきなりお名前出しましたけれども、学校の退職時間管理は本人が把握しないと実は役に立たないと、管理者だけが知っていてもだめだということと言われたと思うんですけれども、同じことを考えました。職員その人に対する評価はその人自身が受けとめる形にとらないと、かつある程度は自由な形で受け取られないとだめではないかというふうに思っています、それが一番変える力だろうと。

じゃあ、その場合の管理者は誰を置くかということなんですけれども、市民との関係で言えば、直接の上司である課長さんとか部長さんよりは、はっきりと市長宛てでこの声は届くという形をとったほうが望ましいと思うので、例えばアンケート箱を置くとか、はがきを使ったらどうかといったのはそういうことです。市民からの声であれば市長に届くという形をとるのが一番望ましいだろうと思っています。それがまた直接査定にはつながらないというような意味でもいいのではないかと。具体的にはいろいろ事情があると思うので、考えていただければと思いますけれども、私はそのように感じて提案しています。

もう一つだけ最後に私の考えを言いますので、楠田市長の考えを聞いておきたいと思いません。

前の人材育成方針で人材の材の字をかいへんを使うものを必ず後ろに入れてあるんですね。

気持ちはわかるんです、数のある職員なので大切にしたいということだと思っただけなんですけれども、私はきへんのほうが好きです。貝は貝なんですけれども、金属、お金の意味ですから、お金はたたくと薄くなっちゃうんですね、伸びるんですけれども。木は強い風に当たってもちゃんと別のところから栄養をとれるので、太くたくましくなるので、そういうふうな育つような環境をつくってほしいと思います。あえて楠田市長、ここにこされていますので、感想は求めませんので、2件目にいきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

市長。

○市長（楠田大蔵） 次に、2件目の市民提案事業支援制度の導入についてご回答申し上げます。

私は、かねてより市民参画の行政、まちづくりを掲げておりまして、市民の声が届く、市民に声が伝わる市政を実現することで太宰府の市民力が引き出され、活力ある地域が創生されるものと考えております。

具体的には、市長と語る会で市民の皆様の声を直接にお聞きする機会や三役による情報発信を通じて行政の考え方を市民にダイレクトに伝えることなどを考えております。

ご提案の市民の自発的な活動を支援する制度につきましては、さまざまな形があるかと思いますが、ほかの市町の実施状況なども検証の上、今後の課題として検討してまいりたいと考えております。

なお、詳細につきましては、担当部長より回答をさせます。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 詳細につきましては、私のほうから回答させていただきます。

ご質問の市民提案型事業につきましては、昨年の9月議会におきましても笠利議員から一般質問をいただいたところでございますけれども、市民参画の推進という視点におきまして、本市では、これまで地域コミュニティの活性化という方向でさまざまな補助等の助成を行っているところでございます。

今後とも、市民主体のまちづくりに向けまして、自治会を初めとした地域コミュニティとの協働を進めていく所存ではございますが、NPO等の共通の目的を持った団体等との協議も進めていくことも必要かというふうに考えております。

市民提案型事業につきましては、形はさまざまではございますが、近隣では小郡市、大野城市などの事業が実施されていることは承知をいたしておるところでございます。市民参画の協働のまちづくりという視点で市民提案型事業が有効な手段であるか、今後とも、他の市町の実施状況等も検証の上、今後の課題として検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） ありがとうございます。

あらかじめ申しましたように、検討がその後進んでいないだろうとは思っていましたが

も、あえて入れたのは、先ほど信頼の3要素を上げましたけれども、1問目がコミュニケーションであれば、2番目は実力を育てるための、市役所の職員にとっては実力を、市民にとっては市民の力をということです。

そこで、石田部長にお聞きしますけれども、共通の目的を持ったさまざまな団体との協働を進めていく必要ということを1つ言われて、もう一つこの提案型事業というものが有効な手段であるかということを検討するということだったんですけれども、有効性というものをどういうふうにはかるべきと思われるか。他市等の事例も比較検討してということが言われていますけれども、太宰府市にとっての有効性というものを考えるときに、ある事業の有効性、何ををもって判断するということを常としているのかということでもいいですけれども、お聞かせいただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 例えば大野城市さんがやっている提案事業の中にはテーマ型事業、それぞれの市が懸案となっているような事業も協働で解決したいというような事業、テーマ型事業を定めて応募する部分と、例えば自由提案型、もう市民の方からどのような形でもいいから自由提案で応募するというような2つの形式で大野城市さんとかはやってあるわけですが、そういったものを大野城市さんの場合は事業実施の前年度からそういったものが果たして有効性があるのか、実効性があるのかというようなことを含めて審査をされて、次の年度に事業を実施していくというような方式をとってございますので、そういったところも含めて研究をしながらということでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） ありがとうございます。

今の石田部長の回答は、実際の提案の有効性を評価するということだったと思うんですね、大野城市を例に挙げて。この政策を採用するかどうかということになると、提案内容の有効性ではなくて、提案型事業をするという判断の有効性ということになると思うんですね。とすると、今のとは別のところで判断しなければならないと思うんですが、別のレベルに上がるので、今度は楠田市長にお聞きしますけれども、この種の何らかの事業、新たな、この場合一定の補助金という形になりますけれども、その政策の有効性を判断するときに、どのような考え方を持って臨まれるかということで見解を聞かせていただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） なかなか有効性をどう判断するかということは、私自身今すぐに何か確たる物を申し伝えることがなかなかできませんけれども、私自身少し話が変わるかもしれませんが、まず市民からの提案というのももちろん重要でありますし、私も日々市民の皆様からの提案を、可能な限りですけれども、お聞きを、これは日々してきたつもりでありますし、しなければいけないと思っております。



それに加えまして、市民の代表たる市議の皆様のご提案というものをこういう議会を通じて、また議会じゃないときも通じて、そうした方々のご提案は市民の皆様の声であるという思いを持って考えていかなければいけないと思っております。

その一方で、職員一人一人に対して市民から何かしら不当な要求があるのであれば、その防波堤になるのも私自身の役割だと、そうした思いも持っておりますが。いずれにしましても、どのように形で市民の声を形にしていくかというのはさまざまなフェーズといたしますか、あり方があると思っております。

例えば、これまでも議論がありましたけれども、子ども・学生未来会議の場で、例えば中学生が非常に具体的ないい提案をしてくれる、もちろん彼らも有権者ではないかもしれませんが、市民ではありますし、私は有権者かどうかというのは関係ないともっとも思っておりますから、そういう例えば先日の子ども議会という提案の中で実際にやったときにそういう提案が出てくることも、子どもたちからもあると思います、当然大人の皆様からもあると思いますけれども。そうしたことをまずは私、先ほど申したように市長と語る会で当然その場で具体的な提案をしていただくことも大変ありがたいことだと思っておりますし、そうした会にしていかなければならないと思っております。

そういうそれぞれのさまざまな段階で、市民の皆様の声を受けた提案が出てくれば、率直に真摯に対応し、その有効性を最終的には私が責任を持って実行に移すかどうかを決めていくと、職員としっかりと議論しながら、皆さんと議会とも相談をしながら決めていくということが大事だと、そうした思いであります。

○議長（橋本 健議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） ありがとうございます。

今私が質問したのは、3問目に移るための伏線なんですけれども、共通な目的を持った団体とということで石田部長が言われて、有効性をはかるということだったので、やっぱり効果をはかるのは目的に沿う形でという形であるべきだと思うんですね。市民提案型の事業というものを導入するにしても、さまざまな形態があることは確かなんです、自由にやらせるという、自由な提案というのと、この領域でのというような場合と、このパターンが多いと思うんですけれども、それは恐らく自由なというのは市民そのものの成長のためというのが大きな目的、全体としてのまちって言えばいいのかな、個別の福祉であるとか、障がい者教育であるとか、何らかのものがあれば特定の目的ということになると思います。この事業、私はあったほうがいいと思うんですけれども、概論的に言っても、各論的に言っても、採用するに当たっては、市として目的を明確に持って臨むことが望ましいだろうということをお願いしたい、そういう質問です。その上で検討していただければなど、それが職員の現場の把握能力であるとか、先を見据えるを能力であるとかということにもつながっていくと考えています。

3件目をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 3件目の回答をお願いいたします。

市長。

○市長（楠田大蔵） 次に、3件目の中学校給食実現のための資金計画についてご回答申し上げます。

中学校給食の実現につきましては、前市長が財政的理由により実現を見送りされたということは重々承知をしております。

私の7つのプランには、徹底した行革と超成長戦略で財政再建というものを掲げており、組織横断的な行政改革による歳出削減と前例にとられない成長戦略による自主財源の増加を同時に図ることが必要不可欠であると考えております。これまでのやりとりでも触れてまいりましたが、議員ご指摘のように、補助金の見直しや民生費の削減努力なども含め、あらゆる可能性を探ってまいらなければならないと考えております。

このような中で、中学校給食につきましては、よりよい給食の実現に向け、実施方式や財源の検討を行うべく、これからの（仮称）中学校給食調査研究委員会を立ち上げて、一定の方向性を打ち出したいと考えており、その計画も率直に申してこれからであります。

なお、詳細につきましては、担当部長より回答させます。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 詳細につきまして、私のほうから回答させていただきます。

ご質問の中学校給食実現のための資金計画についてでございますが、年々社会保障費が増加の傾向にある中、本市におきましても、総合体育館建設事業や総合子育て支援施設の整備事業での市債の償還が本格的に始まりまして、また公共施設等総合管理計画におきましては、小学校、中学校の改築や大規模改造を初め、市内に点在をいたします公共施設の老朽化に対して、長期的に改修費用がかかり、厳しい財政運営になることが予想されてございます。

本事業を推進するに当たりまして、その財源をどのように確保していくのかということにつきましては、中期的に小学校、中学校の大規模改造が控える中、現在の歳入歳出予算では中学校給食事業に備えた財源を新たに確保することは厳しいというふうと考えております。

このため、中学校給食の実現のための財源確保につきましては、行政改革として、補助金、負担金、また公共施設使用料の見直しを行うとともに、今後予定をされます公共施設等の改修費につきましても再編を検討するなどいたしまして、市政運営経費の見直しを図ることといたしております。

あわせて、本市の長所でございます数多くの文化財や全国にとどろく知名度を生かしまして、観光産業の創出等新たな収入源の実現に努め、また現行のふるさと納税につきましても、ポータルサイト等を広げるとともに、新たな返礼品の発掘を図り、ふるさと納税の拡充により自主財源の確保に努めてまいりたいというふうと考えてございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） ありがとうございます。

市長の考え方と石田部長による現状認識というか現状把握ということについては、理解というレベルでは理解します。

ただ、これは1件目にもほぼ同じ問題なんですけれども、やると言ったのにお金がないからやれないというのはもう信頼を全く損なうものだと、端的に言ってそう思うんですね。今、樋田教育長と顔が合いましたけれども、教育委員長であられたときにかなりの懸念事項を並べた上での報告を当時の芦刈市長にされたとは私は受けとめているんですが、それも踏まえた上でのロードマップであったので、不信を払拭するためには、この問題は解決しなければいけないという問題だと私は考えています。かつ1億8,000万円という数字があったので、この数字を何とかしなければいけない、解決するためには、あくまでも一例ですけれども、方式は樋田市長は一応ゼロベースということでおっしゃっていますからそれはいいとして、とにかく一定の金額を目標にしなければいけない。

さらに言えば、私の任期中に目途をつけると、それはいいとして、できればもっと早くやりたい、代表質問のときだったか、言われたかと思います。だとすれば、お金の算段をつけるのに、恐らく持てる期間はせいぜい2年、もしその2年間で目途がつけられなければ、そんなことはあっても困るんですけれども、石田部長の回答は非常に厳しい現状認識、新たに財源を見つけることは厳しいという言い方ですから、だとするならば、2年間でうまく手当てできなかったときには、なぜそうなのかというのがクリアに説明できるようにしておかなければならないと、できればそっちの想定はしたくはないんですけれども、しておかなければいけないと思います。

まず、市長としてお尋ねしますけれども、これは行政の責任として、一度発表したロードマップをお金を理由に撤回したということについては、私は今申したようにこれはもう全く不信の対象にしかならないと思いますが、どう認識されるか、簡単にお答えください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（樋田大蔵） その経過につきましては、私自身も率直に申してその中にいたわけではありませんで、全てを把握できているわけではないところもありますけれども、私はただこれは選挙中に申したのは、トップリーダーであった前市長ですけれども、が仮にみずからの約束としてこの中学校の完全給食を公約とし、そしてそれを実現するためにさまざまな市の職員を挙げて、そうした検討を進め、そして議会の皆さんとも議論してきた結果として、最終的にトップの責任としてそれをやらないと、やる方向に進めたけれども、やらないということを決断したということだけを言えば、私はこれは非常にトップの責任は大きかったと思います。政治家としての責任が大きかったと思うんですね、それによって非常に期待を裏切られた、不信を抱いた、市民の方。と同時に、この中学校給食問題は政治問題化してしまったといいますか、政治闘争化してしまったということにもつながっていると思います。

そうした経緯を含めまして、できる限りあくまで中学校の給食は中学生のための問題であり、そして中学生を育てるご家族なり、そして学校の先生なり、そうした方々の問題であるの

で、政治闘争ということではないというふうに私は思いたいわけでありませう。そうした意味では、私も私なりにさまざまこれまでの発言ではいろいろご心配もいただいたかもしれませんが、最終的にこの施政方針の中でたどり着いたのが、そのゼロベースであらゆる角度から実施方式の検討や財源の検討を行い、私の任期中に一定の方向性を打ち出し、よりよい中学校給食実現に踏み出しますという表現に、私も考えに考えを重ねてこういう言葉にいたしました。

つまりは、当然数字がひとり歩きするという事は、これは避けなければいけない。1億8,000万円という額は、これは私からしますと、もちろんさまざまな正当性もあると思ひますが、皆様の議論の結集として出てきたものであると思ひますが、しかし私自身がその数字をまずみずからの思いとして打ち出すということは決してしませんでした、私自身もう一度一からさまざまな検討を行う中で、よりよい給食の実現のためにどれだけの財源が必要かというものも責任を持って私自身がもう一度一から打ち出して、そのためにどれほどの財源が必要なのか、そのためにどうやって財源を捻出するのかということ、この問題だけではありませんから、さまざまな市全体の財政の中で、財政計画の中でどのような方式をとるかということも、責任を持って、できるだけ早く打ち出してまいりたいと、漠然としておりますけれども、そうした思いであります。

○議長（橋本 健議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） 最後に、漠然としてとはおっしゃいましたけれども、一通り必要な要素はしゃべっていただいたと思ひます。

というのは、どこから財源をつくるかということを含めて、財政計画という言葉も入れて語られたので、その点ではいいかと思ひます。そういったものがきちんと配慮されるのであれば、私も最初に言いましたけれども、1億8,000万円はある種暫定的な数字であるという認識は持っています。

ただ、ふるさと納税がたっぷり入るようになったとして、あるいは新たな産業が興ったとしても、それが安定的なものになるかどうかというのは数年のうちでは確定しないというふうにご考慮しておくべきだと思ひます。だとするならば、早期の給食実現を図るのであれば、やはり財政カット、要らんものは省いていくということは真剣に考えなければいけない。これは給食のためだけでなくも考えなければいけない。その場合に、人材育成では目的を定めて、私だったら1人の職員にはっきりと焦点を当ててということを行いましたけれども、2件目でも目的と重ねて効果を図るという姿勢で政策も判断すべきではないかと言ひましたけれども、財政の見直しを加えるというときに当たっても、現状を見て、それが本来の目的としているものと、今実際それがどれだけの結果を出しているのかということをはかりにかけていくという作業をしなければならぬと思ひます。根本にそれを置いて、これから私たちはやっていけないといけぬのではないかと考えています。そのようなことも今市長としてほぼ口にしてくださいだったので、その点をしっかり踏まえて、新たな、あと3年半ぐらひになりましたけれども

も、任期中、やれる限りのことをやっていただければなと思います。

最後に、一言言いますが、ある種具体的には1問目では皆さん名前を出しましょうということなんです。昨日思ったんですけども、私たちは議場で議長から笠利毅議員と名前を呼ばれますけれども、もしかしたら楠田市長、樋田教育長というふうに、その人の名前が呼ばれたほうが責任を持って言葉を、もちろん執行部の方々が個人として責任を持っているわけではなく、全体として責任を持っているということはわかっていますけれども、それでもそうではないかという気が1つしました。名前を出しましょうということが1問目ですね。1人の責任があるということです。

2つ目は、実力をつける、市民も私たちも実力をつけなければいけないと思います。

3問目は、目的を持って判断していきたいと、議会としても、議員としても、そのようにしていきたいと思っています。そういう気持ちで質問しました。

これをもって終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 5番笠利毅議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、6月21日午前10時から再開をいたします。

本日はこれもちまして散会といたします。

散会 午前11時54分

~~~~~ ○ ~~~~~